

地球環境主義時代における

多文化共生の問題点

名古屋市立大学大学院
人間文化研究科

赤嶺 淳
(あかみね・じゅん)

本年度、研究科主催のワークショッピングをたちあげるにあたり、ありがたいことに企画を担当することになった。

というのも、わたしが研究代表をつとめ、二〇〇五年度から二年間で採択されている文部科学省科学研究費補助金萌芽研究「定着性沿岸資源管理をめぐる政治性と当事者性の地域間比較研究」(課題番号一七六五一三三)の成果還元として好都合と考えたからである。ワークショッピングは、市民参加が条件であつたが、議論を活性化するために、国立民族学博物館の共同研究「沿岸水域利用社会の変容—海洋環境保全と参加型開発」(代表 松本博之)との共催とした。

わたしが問題提起をした後、総合地球環境学研究所の秋道智彌先生に「野生生物と地域社会」、つづいて名古屋港水族館の内田至館長に「生物多様性保全における水族館の役割」、多様性保全における水族館の役割」、

最後に園田女子短期大学の浜口尚先生に「捕鯨文化の多様性と現代社会」と題した講演をしていただき、それらの話題をふまえたうえで広島大学大学院の遠藤愛子さんからコメントを頂戴し、総合討論をおこなつた。

具体的には、まず、秋道先生に(一)過度な環境主義の高まりが地域社会におよぼした影響、(二)世界各地の地域社会が自律的にはぐくんできた資源管理の知恵、(三)野生生物保全にむけての、今後のあるべき方向性について話題を提供していただいた。

そして動物愛護論者の一部からは動物虐待との批判もある水族館について、内田館長に、(四)環境保全・生物多様性保全にはたす水族館の役割、ならびに(五)名古屋港水族館の調査研究事業について説明をうけたのち、内田館長の構想する、(六)人間と野生動物の理想的な関係について語つ

ていただいた。最後に、カリブ海と

日本の捕鯨地で調査してきた浜口先生に、(七)一九八〇年代後半に実施された商業捕鯨の一時停止が捕鯨社会にもたらした影響と、(八)先住民生存捕鯨と商業捕鯨をめぐる問題点を考察していただいたのち、(九)多文化共生の立場から現代社会における捕鯨のもつ意味を探求していただいた。それぞれの先生方の報告は、いずれ活字になるとおもわれる所以、以下、わたしの問題関心を略述しておきたい。

一九七〇年代以降、世界はいわゆる「環境主義」の時代をむかえている。前年のアボロ11号の月面着陸に顕著なごとく科学万能を謳歌した時代から一転して、一九七〇年代には世界

で、資源の供給地となる熱帯林が伐採され、伐採跡地はアラヤシのプランテーションへと変貌し、今日でもわたしたちが使用する食用油や洗剤の原料の貴重な供給地となつていている。

ここで、重要なのは種の多様性に富む熱帯のジャングルでは、商業価値の高い樹種は、一ヘクタールに四五本しか存在しておらず、伐採跡地とはいえ、素人目には熱帯林そのものに見えることである。そこにプランテーションを整備するには、有用・非有用をとわず、草木すべてを皆伐し、火入れをおこない、整地しなければならない。結果として熱帯林といゆうで水質や土壤、大気汚染などの公害が頻発した。そして、一九九〇年代初頭に冷戦構造が崩壊すると、「イスラーム原理主義」と「環境」が国際政治課題に浮上したのであった。

今やアブラヤシ・プランテーションが創出されることになる。

つまり、わたしたちは、熱帯林から木材をとりだすだけでは事足りず、

地球レベルの環境問題は、たしかに途上国における人口爆発や開発と貧困などの複数の要因が相互にからみあって生じるものである。しかし、先進国による多エネルギー消費型の生活スタイルが、それら問題が生じる途上国の「現場」を創出していることに眼をつぶつてはならない。たとえば、一九八〇年代後半に脚光をあびた熱帯林の伐採も、もとはといえばそれらの木材は先進国に輸出されたのだし、インドネシアやマレーシアに限定すれば伐採跡地はアラヤシのプランテーションへと変貌し、今日でもわたしたちが使用する食用油や洗剤の原料の貴重な供給地となつていている。

へ依存しているという点において、熱帯林を根底から破壊しているのである。伐採企業やプランテーションの所有者を批判することはたやすいが、それらの恩恵にあずかっているのは、誰なのか？

さて、環境主義のマルクマールとされる一九七二年にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議では、米国からクジラの保護が提案され、その後の捕鯨論争の口火をきることになった。そして、本会議において絶滅危惧種にある野生生物をまもることが決議され、一九七三年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) が成立した。本条約は米国のワシントンで成立したことから、ワシントン条約としてしられている(発効は一九七五年、日本の加盟は一九八〇年)。

ジュネーブに本部をおく同条約には、二〇〇六年一二月三日現在で一六九ヶ国が加盟しており、およそ五〇〇〇種の動物と二万八〇〇〇種の植物の国際貿易が規制されている。これらワシントン条約に指定された野生生物のほとんどが、なんらかのかたちで利用されてきたものである。わたしは、この一〇年間ほどナマ

コ(とそれを獲る漁師さんたち)をおいかけてきた。その理由は、日本と東南アジアをふくむ東アジアの近代史を再構築するなかで、ナマコやアワビ、フカヒレといった魚介類の生産と消費をむすぶネットワークを丹念にあらいだすこと、西洋を中心ともいえる世界システム論的視座からもいえることなども、ナマコは、丹念にあらうとした。いずれも、ナマコとはことなり、野生生物保護運動のカリスマ的動物であり、利用にしろ、保護にしろ、政治的な判断をともなうからである。

そこで本ワークショップでは、鯨類の利用と管理にたずさわっている研究者をまねき、現状と課題について報告していただいた、というわけである。その際に、冒頭で熱帯林の問題に触れたように、先進国にくらべわたしたちが地球環境に多大な影響をあたえていることを自覚し、われたしたちも、かれらも同時代にくらべ人間として、どう問題にかかわっていけばいいのか、を本ワークショップに通底する柱として各自の話題を構成してもらつた。

ところが、そんなナマコが二〇〇二年よりワシントン条約の場で議論されるようになつたのである。わたしひょんなことから、その専門家会議に参加する機会をえた。あたりまえといわれば、それまである。が、参加者のほとんどは生物学者と生態学者であることにはたしは違和感をもつた。かれらは動物としてのナマコには熟知しているのであろうが、参加者のほとんどが乾燥品みたことがないといい、食べたことのある人は皆無であった。

わたしは経験したナマコの経験からワシントン条約の体質を普遍化するのは無理があろう。しかし、同条約が近年リストアップする生物には、ナポレオン・フィッシュやタツノオトシゴなど中国食文化や漢方薬の材料でたかく評価されているものが少



ワークショップ当日の様子